

青森県報

第三百七十九号

令和三年
十月二十九日
(金曜日)

目次

規則

○青森県探鉱奨励補助金交付規則を廃止する規則……………(商工政策課) ……一

告示

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正……………(人事課) ……一

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正……………(環境保全課) ……二

○右 同……………(同) ……三

○青森県電気探鉱機による地下資源調査受託規程を廃止する規程……………(商工政策課) ……三

○保安林の指定解除予定……………(林政課) ……三

公告

○男性警察官用夏制帽ほかの売買契約に係る指名競争入札……………(警察本部 會計課) ……四

正誤

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……五

規則

○令和三年十月十九日号外第九十四号選挙管理委員会中……………(選挙管理委員会) ……六

青森県探鉱奨励補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十一号

青森県探鉱奨励補助金交付規則を廃止する規則

青森県探鉱奨励補助金交付規則(昭和三十七年六月青森県規則第五十九号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第七百三十二号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、〇八一円	一三、三八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、五八九円	一三、三八四円
二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一四、三二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満	六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇七〇円	二一、六〇一円
四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	二二、七六〇円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇九〇円	二五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	六、五八三円	二五、〇九三円
六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	二〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三八四円

附則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第七百三十三号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万六千六百五十円」に、「七万二千九百九十円」を「七万三千九百九十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 改正後の表の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第七百三十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	埋立地の区分	指定区域
産業廃棄物の最終処分場（管理型）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号	中津軽郡西目屋村大字川原平字大沢二の一の一部、三の一の一部、二の一の一部、一三の一の一部、一三の二の一の一部、一四の一の一部、一五の一、一五の二の一の一部、一六の一

	<p>一部、一七の一部、一八の一部、一八の二、一九の一、一九の二、二〇、二一の一部、二二、二三の一部、二四、二五の一部、二六、二七、二八の一部、二九の一部、三〇、三一の二の一部、三二の一部、三三の一部、三四の一部、三五の一の一部、三五の二、三六の二の一部、三七の一の一部、三七の二の一部</p> <p>中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元九〇の一の一部、九〇の九の一部</p>
--	--

青森県告示第七百三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
産業廃棄物の最終処分場（安定型）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イ	三沢市大字三沢字戸崎一〇の一・一三六六の一部

青森県告示第七百三十六号

青森県電気探鉱機による地下資源調査受託規程を廃止する規程を次のように定める。

令和三年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県電気探鉱機による地下資源調査受託規程を廃止する規程

青森県電気探鉱機による地下資源調査受託規程（昭和五十二年三月青森県告示第二百十四号）は、廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第七百三十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
三戸郡田子町大字田子字菖蒲谷地三一の一〇・三一の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百三十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡田子町大字田子字菖蒲谷地三一の七・三一の一〇・三一の一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

男性警察官用夏制帽ほかの売買契約に係る指名競争入札

次のとおり指名競争入札により契約を締結するので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項の規定により公示する。

令和三年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指名競争入札に付する事項

次に掲げる物品の売買とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。男性警察官用夏制帽ほか 総数三千九百六十六点

二 納入期限

令和四年三月二十五日

三 納入場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、衣料品の販売についてAの等級に格付された者であること。

3 指名競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

五 指名されるために必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、令和三年十一月三十日までに、青森県警察本部会計課に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

2 入札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

令和三年十二月十六日 午前十時三十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除する。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased: Police officer's summer hat and others, total of 3,966 items
- 2 Place of delivery: Aomori Prefectural Police School
- 3 Due date: 25 March, 2022
- 4 Time limit for tender: 16 December, 2021
(Please refer to a bid manual in time.)
- 5 Contact Point for the notice: Supply Section, Finance Division, Aomori Prefectural Police HQ 2-3-1 Shinmachi Aomori City, Aomori 030-0801 Japan
TEL 017-723-4211

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十月二十九日

青森県病院事業管理者 吉田茂昭

一 物品等の名称及び数量

重油(日本産業規格 一種二号) 七万二千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年九月二十八日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 七十九円五十三銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

したものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年二月十九日

正

誤

選挙管理委員会事務局

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
令和三・一〇・二 号外第九四号	青森県選 挙管理委 員会告示	第五〇号	三	下	表中	令和三年十月十九日 午後七時	令和三年十月二十日 午前九時

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円